

## 相続対策パックのご案内

相続対策を実施するためにはまず相続財産がどれくらいあり、相続税額がいくらになるのかを把握する必要があります。

その上で相続対策を検討していくことになります。

また相続対策を実施するには相続のことだけでなく、今後の所得税・固定資産税などの税金対策、将来の資金収支、ご家族のライフプランなどを考慮する必要があります。

### 淵江会計の相続対策パック

**相続税試算・相続対策レポート 38,000円（税込39,900円）**

相続税試算と相続対策レポートがセットです。

（通常の税理士事務所での相続税試算、対策は100,000円ぐらいが相場）

\* 尚、相続税の試算はあくまでもその時点での概算税額であり、実際に相続があったときの相続税額とは異なりますので予めご了解ください。

まずは当事務所へお電話かメールでご連絡下さい。

今後の予定などを相談させていただきます。

また、財産チェックシートをFAXまたはメール添付にて送付いたしますので、事前に記入して下さい。

尚、打ち合わせの日時は休日や夜でも対応いたします。

TEL : 048-865-3045

メール : [K.Fuchie@fuchie-act.com](mailto:K.Fuchie@fuchie-act.com)

鈴木太郎 様

(サンプル)

相続税試算  
相続対策レポート



平成 年 月 日

淵江会計事務所

## 相続税額試算

### (1) 前提

A 相続人      妻 鈴木花子 様  
                    子 鈴木一郎 様

B 課税遺産総額                      5 億円

#### (内訳)

土地	〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地	3 億 2,000 万円
建物	”	7,000 万円
株式		1,000 万円
現預金		1 億円

### (2) 相続税の総額

#### ① 課税遺産総額

5 億円

#### ② 基礎控除

5,000 万円 + 1,000 円 × 2 (法定相続人数) = 7,000 万円

#### ③ 課税遺産総額 - 基礎控除

5 億円 - 7,000 万円 = 4 億 3,000 万円

#### ④ 各人の法定相続分に応じた課税価額

4 億 3,000 万円 ÷ 2 人 = 2 億 1,500 万円

#### ⑤ 法定相続分に応ずる各人の相続税額

2 億 1,500 万円 × 40% - 1,700 万円 = 6,900 万円

#### ⑥ 相続税の総額

6,900 万円 × 2 = 1 億 3,800 万円

## 相続対策レポート

相続者 鈴木太郎様のご希望

- ① できるだけ相続税の負担を抑えたい
- ② 自分が亡くなったとしても妻と子の老後に自分の財産を活用して欲しい

### 相続対策のアドバイス

相続税の負担を軽減するために生前贈与を提案します。

贈与税の基礎控除枠は年間 110 万円。それを超えた場合は 10%~50%の税率で贈与税が適用されます。もし、120 万円贈与した場合、110 万円との差額が贈与税の対象となり、贈与税額は 1 万円となります。

ここで、毎年 120 万円程度贈与し、1 万円程度の贈与税を負担する場合と、毎年、120 万円の相続財産が減少することによる相続税の負担について比較分析すると、前者の方（贈与するケース）の税負担が軽くなることがわかりました。

さらに、2 番目のご希望も合わせて叶えるべく、生前贈与+個人年金への加入をご提案します。鈴木太郎様から奥様、お子様それぞれに年間 120 万円生前贈与を行います。そして、奥様、お子様それぞれが個人年金に加入し、老後に備えます。

仮に、早い段階で鈴木太郎様の相続が発生しても、遺族それぞれが加入している個人年金保険料の前払い分として保険会社に前納・一括払いすることで、特にお子様において早い段階で大きな財産を手にし、無駄遣いをしてしまうのではないかと、という鈴木太郎様のご心配も解決することにもなります。

贈与する金額に関しては、非課税枠 110 万円以内に抑えることも検討に値しますが、この場合、定期贈与にみなされる可能性があり、そうなると、定期的に贈与する総額が、「有期定期金に関する権利」として課税対象になることも考えられます。各年でみれば非課税枠内であっても課税されるケースです。